

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年9月19日(2024.9.19)

【公開番号】特開2023-47063(P2023-47063A)

【公開日】令和5年4月5日(2023.4.5)

【年通号数】公開公報(特許)2023-063

【出願番号】特願2021-155976(P2021-155976)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月10日(2024.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者に有利な特別遊技を実行するか否かの判定を行う判定手段と、

所定の特別図柄表示手段に特別図柄を変動表示させてから前記判定の結果を示す特別図柄を停止表示させる特別図柄表示制御手段と、

前記特別遊技を実行すると前記判定手段によって判定されたことを示す特別図柄が前記特別図柄表示手段に停止表示された場合に、当該特別遊技を実行する特別遊技実行手段と、

演出を制御する演出制御手段と、を備え、

前記演出制御手段は、

30

前記特別遊技が実行されることを報知する当たり報知演出と、特定表示領域に表示される数字が大きくなっていく様子を表す変化表示と、当該変化表示に先立って所定の発光手段を発光させる発光演出と、を実行可能であり、

前記発光演出には、前記発光手段を第1発光色で発光させる第1発光演出と、前記発光手段を第2発光色で発光させる第2発光演出と、前記発光手段を第3発光色で発光させる第3発光演出と、があり、

前記第2発光演出が実行される場合の方が、前記第1発光演出が実行される場合よりも前記当たり報知演出が実行される可能性が高く、

前記第3発光演出が実行される場合の方が、前記第2発光演出が実行される場合よりも前記当たり報知演出が実行される可能性が高く、

前記演出制御手段は、

40

前記発光演出が前記第1発光演出、前記第2発光演出、及び前記第3発光演出のいずれであつたとしても、前記変化表示を実行可能である、ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

前述の課題を解決するための第1発明の遊技機は、

50

遊技者に有利な特別遊技を実行するか否かの判定を行う判定手段と、
所定の特別図柄表示手段に特別図柄を変動表示させてから前記判定の結果を示す特別図柄
を停止表示させる特別図柄表示制御手段と、

前記特別遊技を実行すると前記判定手段によって判定されたことを示す特別図柄が前記
特別図柄表示手段に停止表示された場合に、当該特別遊技を実行する特別遊技実行手段と

、演出を制御する演出制御手段と、を備え、
前記演出制御手段は、

前記特別遊技が実行されることを報知する当たり報知演出と、特定表示領域に表示される
数字が大きくなっていく様子を表す変化表示と、当該変化表示に先立って所定の発光手段
を発光させる発光演出と、を実行可能であり、
10

前記発光演出には、前記発光手段を第1発光色で発光させる第1発光演出と、前記発光手
段を第2発光色で発光させる第2発光演出と、前記発光手段を第3発光色で発光させる第
3発光演出と、があり、

前記第2発光演出が実行される場合の方が、前記第1発光演出が実行される場合よりも前
記当たり報知演出が実行される可能性が高く、

前記第3発光演出が実行される場合の方が、前記第2発光演出が実行される場合よりも前
記当たり報知演出が実行される可能性が高く、

前記演出制御手段は、

前記発光演出が前記第1発光演出、前記第2発光演出、及び前記第3発光演出のいずれで
あつたとしても、前記変化表示を実行可能である、ことを特徴とするものである。
20